

公益財団法人川口総合文化センター

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人川口総合文化センター（以下「法人」という。）の定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 法人は、理事会に出席した役員並びに評議員会に出席した評議員に対し報酬を支給することができる。ただし、理事長、専務理事、川口市の職員である役員には支給しない。

(定例報酬の額)

第4条 常勤役員の定例報酬月額は、常勤役員俸給表（別表1）のとおりとする。

2 前条第2項に規定する報酬日額は、役員等報酬表（別表2）のとおりとする。

(支給時期)

第5条 常勤役員の定例報酬の支給日については、職員の給与を支給する日とする。

(費用)

第6条 法人は、役員及び評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

3 役員及び評議員がその職務により出張する場合には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を支給する。その計算方法は役員旅費規程の定めるところによる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から実施する。

(平成21年12月17日理事会議決)

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

(退職手当)

第6条 常勤役員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その法定相続人）に退職手当を支給する。

2 前項に規定する退職手当の額は、定例報酬月額に在職年数（端数月は切り捨て）を乗じた額とする。ただし、在職年数は就任日より起算して4年間を上限とする。

を

第6条 全文削除、第7条以下繰り上げ

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

(定例報酬の額)

第4条 常勤役員の定例報酬月額は、常勤役員俸給表（別表1）390,000円を420,000円に改める。

別表1 常勤役員俸給表

月額 420,000円

別表2 役員等報酬表

日額 7,200円